

第一種奨学金貸与月額変更願(届)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり変更をお願いします。

提出日 西暦 年 月 日
学籍番号
生年月日 西暦 年 月 日 (満 歳)
フリガナ
氏名(自署)
印

大学(院)
短期大学
学校
学部
課程
学科(科)
研究科
年次
学年

異動種別(該当を○で囲む)
入学年度(西暦)
増額 | 減額 2 | 0 | 1 | 0 |

奨学生番号
6 | 0 | 1 | 0 | | | | | |

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してください。

■ 月額変更 (裏面の「第一種奨学金変更可能月額一覧表」を参照して記入してください。)

本人現住所 (該当にチェック)
家族住所 (自宅)
変更内容 (増額)
増額始期 (必ず記入)
増額始期: 2 0 1 年 月
変更内容 (減額)
減額始期 (b-2~fのみ記入)
減額始期: 2 0 1 年 月
従前の奨学金月額 0 0 円
希望する奨学金月額 0 0 円
変更する理由

(注) 自宅外月額への変更を希望する者は、自宅外通学であることを確認できるものを学校に提出してください(大学院は除く)。

■ 保証制度 (増額の場合のみ記入) (注) ①現在選択している保証制度にチェックしてください。②人的保証の場合は、連帯保証人の自署と実印での押印が必要... ③機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更となります。④減額の場合は記入不要です。記入がある場合も使用いたしません。⑤機関届出の連帯保証人が債務整理(破産等)中の場合は、本願(届)提出前に「『確認書』連帯保証人変更・転居届」を提出してください。

私は、奨学金の月額変更に伴い、貸与総額が変更となることについて理解したうえで、上記の者が月額変更することを承諾します。
氏名
実
今後貸与を受ける奨学金の保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますので、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構が差し引いて同協会に支払うこととしてください。

■ 本人が未成年者の場合のみ記入
上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は後見人
住所
氏名(自署)
電話番号
(昭和・平成) 生年月日 年 月 日
住所
氏名(自署)
電話番号
(昭和・平成) 生年月日 年 月 日

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいけない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。後見人がある場合は、後見人が自署・押印してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 年 月 日

学校名 京都大学学務部学生課長
学校長 (関係部課長) 職印

電話番号(担当者名)
075 - 753 - 2535

学校番号 1 0 6 0 0 2
区分

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。(14.4)

第一種奨学金変更可能月額一覧表(平成17年度以降入学者の場合)

区 分			変 更 可 能 月 額	
大学	国公立	自宅通学	① 30,000円	② 45,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 51,000円
	私立	自宅通学	① 30,000円	② 54,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 64,000円
短期大学	国公立	自宅通学	① 30,000円	② 45,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 51,000円
	私立	自宅通学	① 30,000円	② 53,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 60,000円
大学通信教育(通年スクーリング)		自宅通学	① 30,000円	② 54,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 64,000円
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程		① 50,000円	② 88,000円
	博士・博士後期課程		① 80,000円	② 122,000円
高等専門学校 (1～3年次)	国公立	自宅通学	① 10,000円	② 21,000円
		自宅外通学	③ 10,000円	④ 22,500円
	私立	自宅通学	① 10,000円	② 32,000円
		自宅外通学	③ 10,000円	④ 35,000円
高等専門学校 (4・5年次)	国公立	自宅通学	① 30,000円	② 45,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 51,000円
	私立	自宅通学	① 30,000円	② 53,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 60,000円
専修学校専門課程	国公立	自宅通学	① 30,000円	② 45,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 51,000円
	私立	自宅通学	① 30,000円	② 53,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 60,000円

「第一種奨学金貸与月額変更願(届)」(以下、「月額変更願」という。)は、上表及び下記事項に留意のうえ記入してください。

A. 通学形態変更

1. 自宅通学から自宅外通学に変更する場合

(1) 月額に変更がない場合

上表「変更可能月額」を①→③に変更する場合:「月額変更願」は提出不要。

(2) 貸与月額を増額変更する場合

上表「変更可能月額」を①→④に変更する場合:「月額変更願」とあわせて、自宅外である事実を確認できるものを学校に提出する。増額希望理由を学校が認めた場合のみ増額可能。人的保証選択者の場合、連帯保証人の自署と実印での押印が必要。

上表「変更可能月額」を②→④に変更する場合:「月額変更願」とあわせて、自宅外である事実を確認できるものを学校に提出する。人的保証選択者の場合、連帯保証人の自署と実印での押印が必要。

(3) 貸与月額を減額変更する場合

上表「変更可能月額」を②→③に変更する場合:「月額変更願」を学校に提出。自宅外である事実を確認できるものは提出不要。

2. 自宅外通学から自宅通学に変更する場合

(1) 月額に変更がない場合

上表「変更可能月額」を③→①に変更する場合:「月額変更願」は提出不要。

(2) 貸与月額を増額変更する場合

上表「変更可能月額」を③→②に変更する場合:「月額変更願」を学校に提出。増額希望理由を学校が認めた場合のみ増額可能。人的保証選択者の場合、連帯保証人の自署と実印での押印が必要。

(3) 貸与月額を減額変更する場合

上表「変更可能月額」を④→①または④→②に変更する場合:「月額変更願」を学校に提出。

B. 同一の通学形態内での変更

(1) 貸与月額を増額変更する場合

上表「変更可能月額」を①→②または③→④に変更する場合:「月額変更願」を学校に提出。増額希望理由を学校が認めた場合のみ増額可能。人的保証選択者の場合、連帯保証人の自署と実印での押印が必要。

自宅外通学だが、自宅通学区分の貸与月額の者が、自宅外通学区分の貸与月額に変更する場合。②→④に変更する場合:「月額変更願」を学校に提出。増額希望理由を学校が認めた場合のみ増額可能。人的保証選択者の場合、連帯保証人の自署と実印での押印が必要。

(2) 貸与月額を減額変更する場合

上表「変更可能月額」を②→①または④→③に変更する場合:「月額変更願」を学校に提出。

通学形態に変更はないが、自宅外通学区分の貸与月額の者が、自宅通学区分の貸与月額に変更する場合。

④→②に変更する場合:「月額変更願」を学校に提出。

平成16年度以前入学者は、変更可能月額が異なるので学校担当者に確認してください。